

多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会（第23回）

令和7年10月1日

【金融庁（小畠）】 それでは、定刻となりましたので、第23回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まり頂きありがとうございます。私、本懇談会の事務局を務めております金融庁総合政策局貸金業室長の小畠と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回の懇談会はオンライン方式で開催をしております。まず初めに、開催に当たっての留意事項を御説明いたします。

カメラは御発言されない間はオフにして頂くとともに、マイクをミュート設定にして頂くようお願いいたします。御発言は、カメラをオンにして頂くとともに、ミュートを解除してからお願いいたします。意見交換の際に、御発言を希望される場合は、オンライン会議システムの挙手機能においてお知らせを頂ければと思います。御発言順は、山本座長の進行に従って頂き、御自身のお名前を名乗って頂いた上で御発言頂くようお願いいたします。

なお、冒頭の金融担当大臣挨拶後の会議の録画、撮影は禁止となっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

不具合等ございませんでしょうか。

ないようですので、それでは、山本座長に以降の進行をお願いいたしたいと思います。

山本座長、よろしくお願ひいたします。

【山本座長】 それでは、まず、開会に当たりまして金融庁から御挨拶を頂きたいと思います。

【金融庁（大城）】 金融庁、大城でございます。それでは、瀬戸副大臣、本日御欠席でございますので、私から冒頭御挨拶を代読させて頂きます。

金融担当副大臣の瀬戸隆一でございます。山本座長をはじめ、構成員の皆様におかれましては、御多用中のところ御出席頂きまして、誠にありがとうございます。

多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の第23回会合の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

多重債務問題につきましては、その深刻化した状況を踏まえ、本懇談会において、構成員

の皆様から御指導頂きながら、関係省庁が連携して対応してまいりました。

多重債務に陥っている人の数は、平成19年以降大幅に減少しているところ、これは構成員の皆様をはじめ、関係者の皆様の御尽力の成果であると感謝を申し上げるところでございます。

本日は、関係省庁から多重債務問題の現況、ヤミ金融への対応状況や生活困窮者の自立支援制度について御報告するとともに、構成員の皆様から現場の実情について御説明頂くものと伺っております。

先ほど多重債務に陥っている人の数は平成19年以降大幅に減少していると申し上げたところですが、近年はその数が再び増加傾向に転じているところでございます。多重債務問題は、そのときの社会情勢とともに様々な要因が関係することから、継続的に対策を講じていく必要があると考えております。

今後とも、多重債務問題をめぐる状況に対応した取組を進めていくことができるよう、皆様からの御協力と忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、私からの御挨拶といたします。

以上でございます。

【山本座長】 ありがとうございます。

【金融庁（小畠）】 それでは、これより記者以外の方々も含めまして、動画や静止画の撮影・録音は禁止させて頂きたいと存じますので、御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

議事に入ります前に事務局から構成員の出欠と配付資料について御説明いたします。本日の構成員の御出欠状況ですが、杉浦構成員が御都合により御欠席となり、計10名の構成員の方々に御出席頂いております。

次に、本日の資料につきましては、構成員の皆様にはあらかじめメールにて送付させて頂いております。資料1から3の関係省庁説明資料、さらに、6名の、構成員の皆様方からの資料をお送りさせて頂いております。不具合等ございましたら、オンライン会議システムの挙手機能を用いて事務局へお申しつけ頂きたいと存じます。

以上でございます。山本座長、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

【山本座長】 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思いますけれども、議事の進行でありますけれども、この後、まず、議事次第の3. 多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向等について、関係

省庁から御報告を頂きます。それに続きまして、議事次第4. 意見交換において、内田構成員、倉中構成員、竹島構成員、松本構成員、三上構成員、鷺野構成員の順に御提出頂いた資料に沿って報告を頂きたいと思います。その後、関係省庁からの報告と構成員からの御報告に対する質疑応答も含めて意見交換の時間を設けたいと思います。

全体で16時半までの1時間半を予定しておりますので、皆様の御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、これより議事次第3. 多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向等についてに入ります。

まず、資料1「多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向」について、金融庁、消費者庁、厚生労働省及び法務省から御報告をお願いいたします。

【金融庁（菓子野）】 金融庁の菓子野でございます。資料1について御説明させて頂きます。

1ページを御覧ください。こちらは貸金業者からの無担保無保証借入れの1人当たりの借入残高と複数件の借入残高のある人数の推移を示してございます。例年御提示させて頂いている資料でございまして、数値をアップデートしてございます。折れ線グラフが1人当たりの借入残高、棒グラフが3件以上の借入れがある人数、そのうち括弧書きが5件以上の借入れがある人数でございます。

2025年3月末の数値といたしましては、1人当たりの借入残高が57.7万円、3件以上の借入れがある者が147万人、うち5件以上の借入れがある者が14万人となっておりまして、いずれも前年に比べて若干増加している状況でございます。

グラフ全体で推移を見ますと近年は微増傾向にございまして、これらの動向につきましては今後注視していく必要があると考えております。

2ページでございます。こちらは1人当たりの借入残高と人数につきまして月別で示したものでございます。月別で見ましても、同様に微増傾向が見られるところでございます。

3ページを御覧ください。金融庁で行った貸金業利用者へのアンケートの結果を示しております。借入目的につきましては、生活費の不足を補うため、クレカ等の後払い決済等の利用代金を支払うためということが依然として一番高い状況となってございます。

続きまして、4ページから7ページになりますが、こちらは財務局や地方自治体に寄せられた多重債務に関する相談の概況でございます。4ページ、西暦の横の相談件数につきましてですが、この1年間で財務局においては5,689件が6,552件、6ページ、西暦の横でござい

ますが、地方自治体におきましては2万5,333件が2万9,249件ということですけれども増加しております。

続きまして、8ページから13ページまでが都道府県と市区町村の多重債務相談窓口と他の相談機関等の連携状況を示しております。相談者からの相談内容に応じて都道府県、市区町村ともに生活困窮者自立支援事業やギャンブル等依存症の専門機関との連携が実施されている状況にあると考えております。

私から以上でございます。

【消費者庁（西川）】 消費者庁消費者政策課の西川でございます。14ページを御覧ください。多重債務に関する消費生活相談の概況といたしまして、過去10年間の消費生活相談件数の推移を示しております。2021年度までは減少の傾向であったものが、直近の2024年度は2万4,587件と、2022年度から増加の兆候が見られるという状況でございます。

続きまして、15ページを御覧ください。こちらは概況（2）といたしまして、過去3年間の月別の多重債務に関する消費生活相談件数の推移を示しております。昨年度は毎月2,000件前後の相談が全国の消費生活センター及び消費生活相談窓口に寄せられておるところでございます。この3年間に共通した傾向といたしましては、年度末3月に当該年度の相談件数が最も多くなるといった傾向が続いております。

14ページ、15ページは以上でございます。

【厚生労働省（富原）】 厚生労働省自殺対策推進室の富原でございます。16ページは、多重債務が原因と見られる自殺者数について整理したものになります。棒グラフが自殺者数になり、令和6年は853名、赤い折れ線グラフは全自殺者数に占める割合となっていて、令和6年は4.2%となっており、いずれも上昇しているというところでございます。

17ページ、お願ひいたします。こちらは先ほど御説明しました853名を、年齢階級別、男女別、あと職業別に整理した表になります。（1）ですが、男女比で見ると男性が780名、女性が73名ですので、女性の10倍以上を男性が占めているという状況になります。年齢階級別に見ますと、50代が234名、次いで40代が206名となっております。

（2）の職業別の表ですが、まず、有職者でいいますと、30名以上ではほかに比べて若干多いのが、例えば、その他の自営者、土木・建築業自営者、会社・公団等の役員、あと、有職の事務従事者でいうと事務員の方が30名となっています。

次のページに行きまして、建設・資材採掘従事者の中で、土木建設労務作業者が33名となっています。

また、下から2つ目が学生・生徒等になっておりますが、全て大学生が計上されているというところです。

一番下の段が無職者の方ですが、一番多いのがその他の無職者（ひきこもり以外）ということになっております。

以上でございます。

【法務省（岡村）】 岡村と申します。19ページを御覧頂ければと思います。こちらは裁判所の司法統計による自然人の自己破産事件の推移を示したものになっております。直近の件数でございますが、表のとおり、7万6,309件というところでございまして、こちら前年から5,700件ほど増加しているというのがこちらの新受件数に関する状況となっております。

簡単ではございますが、法務省からの19ページの資料に関する説明は以上となります。

【金融庁（小畠）】 金融庁貸金業室長の小畠でございます。私からは資料20ページ、項目8番の様々な手口のヤミ金融等への対応について御説明申し上げます。

初めに、資料上段、SNS個人間融資に関する悪質な書き込みへの対応についてでございます。こちらはヤミ金融の加害者への対策となります。これまでこの場で御紹介してきた取組ではございますが、今年4月からより踏み込んだ取組をしてきておりますので、この点を中心に御説明させて頂きます。

従前は、Xであるとか、あとInstagramといったSNSにおいて個人間融資をうたって融資の勧誘を行っている悪質な書き込みに対しまして、個別の注意喚起をするとともに、SNS運営事業者へ通報するという取組を行っておりました。

今年の4月からはここから一步踏み込みまして、悪質な書き込みに対して注意喚起ではなく、警告をするとともにSNS運営事業者へ通報する取組を行っております。

また、このような警告を行うことについて、貸金業者向けの総合的な監督指針に明記いたしました。警告の文言については、資料、点線枠囲み部分でお示ししているとおり、従前の注意喚起の文言と比べてかなり厳しい表現ぶりとしております。これまで直接返信によって注意喚起あるいは警告を実施した件数は累計で3,000件近くになっておりまして、このうち、およそ9割のアカウントが削除あるいは凍結されるなど、何らかの効果が見られていくと考えております。今後も積極的に警告の取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、資料下段、様々な手口のヤミ金融に関する注意喚起の推進についてでございます。こちらはヤミ金の被害者となり得る者へのアプローチとなります。これまで様々な手口に

よるヤミ金融が登場してきましたが、直近では商品券を利用して実質的に金銭の貸付けを行うもの、こういったものが報道されております。また、先ほども申し上げたSNSを活用した個人間融資、こういったヤミ金融も依然として存在しております。これらについて消費者に対する注意喚起を行っていくことも非常に重要だと考えております。

そこで、関係省庁と連携いたしまして、「商品券を利用した先払い買取現金化」に関するリーフレットを作成いたしまして、金融庁ホームページあるいは公式SNSにおいて注意喚起を行っているほか、主に若年層をターゲットとした注意喚起として、YouTubeのショート動画を新たに作成しまして、配信する取組、あるいは視覚的に訴えるようなデザインのバナー広告、こういったものを配信する取組を実施してございます。

ヤミ金融であると知っていて利用する人、知らずにだまされて被害を被る人、事情は様々と考えますが、当庁としましては、今後も引き続き利用者、被害者側の状況について情報収集に努めまして、より効果的なアプローチとなるよう創意工夫を凝らして取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

【金融庁（林）】 金融庁銀行一課の林でございます。私からは銀行カードローンについて御説明させて頂きたいと思います。資料の21ページを御覧頂ければと思います。こちらの資料のうち赤い線が銀行カードローンの残高、青い線が貸金業者による消費者向け貸付残高の推移を示したものでございます。昨年10月にもお示ししておりますが、足元のデータを更新しております。銀行カードローン等につきましては、2017年度末の5.8兆円をピークに貸出残高が減少しておりましたが、足下、コロナ禍を経てここ数年は微増傾向といったところ、変わってございません。

続きまして、22ページを御覧頂ければと思います。次のページでございます。こちらはカードローン保証を行っている貸金業者が代位弁済により取得した求償権の残高の推移を示しております。こちらも2019年度末に3,394億円というピークの後、減少に転じております。足元はおおむね横ばいで推移している次第でございます。

金融庁といたしましては、引き続きこれらの推移を注視してまいります。

銀行カードローンについての説明は以上になります。

【消費者庁（西川）】 続きまして、資料23ページを御覧ください。消費者庁からギャンブル等依存症対策の動向について説明いたします。

多重債務かつギャンブルに関する消費生活相談件数につきましては、2024年度は699件で

ございました。今年度も消費者庁では令和7年5月に消費者庁ウェブサイトや消費者庁Xにおきましてギャンブル等依存症に係る対策を知って頂くための啓発資料を作成し配信いたしました。

それとともに、関係省庁等と連携いたしまして、全国の自治体、大学生協、病院等にも当該資料を配布し、啓発の取組を推進しております。

資料1につきましては以上でございます。

【金融庁（小畠）】 すみません、もう1点、補足させて頂ければと思います。金融庁でございます。

私からは、資料はないんですけども、オンラインカジノへの対策について、口頭で大変恐縮ですが、補足させて頂きたいと思います。

オンラインカジノにつきましては、海外で合法的に運営されている場合でも、日本国内から接続して賭博を行うことは犯罪でございまして、賭博罪等で検挙されるおそれがあるものと認識しております。

当庁としましては、令和7年5月に、銀行や資金移動業者、暗号資産交換業者に対しまして、まず1点目、オンラインカジノ賭博は犯罪であることを利用者に注意喚起すること、2点目として、利用者がオンラインカジノで決済しようとしていることを把握した場合には、その決済を停止する、以上2点について、要請文書を発出しております。

当庁といたしましては、引き続き捜査当局や関係各省と連携いたしまして、犯罪発生を防止するための取組を推進してまいりたいと存じております。

以上でございます。座長、よろしくお願ひいたします。

【山本座長】 ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、資料2のヤミ金融事犯の検挙状況について、警察庁から御報告をお願いいたします。

【金融庁（小畠）】 すみません、接続がうまくできていないようなので、警察庁さんを飛ばしまして、厚生労働省さんにお願いいたします。

【山本座長】 それでは、恐縮ですけれども、資料3の生活困窮者自立支援制度の動向について、こちらは厚生労働省から御報告お願ひいたします。

【厚生労働省（安西）】 厚生労働省でございます。本日は岩本が対応する予定でしたが、急遽安西から御報告させて頂きます。生活困窮者自立支援制度の動向でございます。

次のページをお願いいたします。まず、制度の概要でございます。左側にある自立相談支

援事業、基本的な相談支援の部分でございますけれども、事業の実施主体は自治体で、市や東京都の23区が実施し、また、町村部は基本的に都道府県が実施していて、全国どこに住んでいても必ず行われる必須の事業になっています。

右側にいろいろなメニューが並んでおりまして、まず一番上の住居確保給付金、これは唯一の給付の制度であり、就職活動をしている間の家賃を一定期間、基本的に三ヶ月補助するというものです。

2つ目の居住支援事業は、まず、ホームレスであった方がシェルターで生活して頂く事業、さらには、地域で生活することが不安定な方もいらっしゃいますので、そういう方の見守りをする事業も実施しています。

3つ目の就労準備支援事業は、なかなかすぐには一般就労が難しい方に、社会生活などを身につけて頂くという事業です。

一つ飛びまして、家計改善支援事業です。こちらは、家計の把握、見える化、見直し等をして、家計を立て直していく事業です。

一番下の子どもの学習・生活支援事業は、子どもに集まってもらって塾のようなことを実施したり、親の生活支援などを実施するものです。

事業の実施主体は自治体と申し上げましたが、実際の支援は社会福祉協議会であったり、N P O 法人等に委託をして実施している場合が多く、本日の構成員の鷺野さんが所属されているグリーンコープにも、いろいろな事業を担って頂いているところです。

次のページをお願いします。令和6年に生活困窮者自立支援法を改正していて、令和7年4月、今年度から施行しているものが幾つかございます。

赤枠の部分、まず、左側の下でございます。先ほど御説明した家計改善支援事業について、全国的な実施に向けてということで、補助率を2分の1から3分の2に引き上げています。

また、生活困窮者向けの事業と生活保護受給者向けの事業は、基本的にはそれぞれで事業を実施していますが、生活困窮者向けの事業の方が、全国でより多くの自治体が実施していますので、生活困窮者向けの事業を生活保護受給者の方も利用できる、そのような仕組みを新しく設けたところです。

右側の上の住まいの関係でございます。これは単身高齢者の増加あるいは持家率がどんどん下がってきているということで、将来住むことにお困りになる高齢者の方がこれからどんどん増えていくだろうということで、自立相談の中で、住まいの支援をしっかりと取り組んでいく、そういう体制を自治体に作ってもらうというものです。

右側の下でございます。住居確保給付金、先ほど就職のためということで説明しましたが、新しく転居する際の費用も補助することにしまして、例えば高齢の御夫婦でお住まいで、旦那様がお亡くなりになった。そうしますと、奥様だけでは広い今の家の家賃が高いという場合もあると思いますので、家計改善として低廉な住宅に転居する際に、その転居費用を支給するというものです。

次は、6ページまで進んで頂ければと思います。新型コロナ禍にございました緊急小口資金の特例貸付です。まず、制度の概要でございます。緊急小口資金として20万円、総合支援資金は、計3回、それぞれ60万円ということで、最大で合計200万円の貸付けを受けることができたものでございます。

償還開始時期としまして、御覧のように一番最後のものも令和7年1月からとなっておりますので、現時点で、全ての資金の種類で償還が開始されたことになります。

一方で、緊急小口資金は、令和5年1月に償還が開始され、償還期間が2年ですので、基本的には昨年の12月に償還期間が終わっているという状況になっています。

次のスライドをお願いします。合計で382万件、1兆4,431億円の貸付けで、世帯数ですと163万世帯への貸付けということになっています。

次のスライドをお願いします。こちらは令和6年12月時点で償還がどのような状況になっているか、分布させたものです。

まず、Bのところに償還免除があり、住民税非課税に該当すること等により償還免除にしていますが、昨年12月時点で161万件、全体の42%がこれに当たります。免除総額は6,055億円になっています。

Dの欄は償還対象ということで、返して頂くべきものがどうなっているかというところです。一番下の合計欄ですが、まず件数は、返して頂くものが177万件、そのうち1回でも償還があったものが100万件で、率にして57%です。それを金額に表しますと、2,413億円のうち947億円が償還されたということで、償還率という意味でいきますと、40%となっています。

次のスライドが償還が免除される場合、次が猶予される場合が書いてあります。償還は、令和16年12月まで続くことになりますが、償還免除になった方も現時点で困窮されていることが想定され、償還中の方、免除になった方などそれぞれの状況に応じたフォローアップ支援に引き続き取り組んでいくことになります。

説明は以上でございます。ありがとうございました。

【山本座長】 ありがとうございました。警察庁はつながっていますか。

【金融庁（小畠）】 座長、すみません、警察庁さんには、連絡をしておきますので、また飛ばしまして、進行をお願いできますでしょうか。

【山本座長】 分かりました。

それでは、ちょっと警察庁の資料2の説明がまだされていませんけれども、便宜、これより議事次第4の意見交換に入りたいと思います。

本日は6名の構成員の方々から資料を御提供頂いておりますので、順次、私から指名いたしますので、御説明を頂きたいと思います。

誠に恐縮ですが、お時間の都合上お一人5分以内ということでお願いできればと思います。

それでは、まず、内田構成員、よろしくお願ひいたします。

【内田構成員】 日本司法書士会連合会の内田でございます。当連合会からは1点御報告と3点意見を申し上げさせて頂きたいと思います。

まず御報告ですけれども、前回の懇談会において三上構成員が御指摘されたいわゆる弁護士、司法書士の大量広告事務所の問題への対応につきまして、当連合会では、4点、直接面談の原則、不適切な事件処理の禁止、報酬の上限規制、広告の規制を柱とする債務整理事件の処理に関する指針を制定いたしました。

また、この指針の運用をより実効性のあるものにするために、同時に債務整理事件の処理に関する規則基準を制定しまして、全国の司法書士会においてこの規則基準の理念に沿った規則等を制定あるいは制定に向けた検討を進めているところでございますので、御報告を申し上げたいと思います。

次に、意見についてですが、資料4を御覧頂ければと思います。1点目は、司法書士による任意整理の統一基準の尊重についてでございます。前回、意見として御提出させて頂きましたところ、日本貸金業協会の御担当者様からこの点について当連合会にヒアリングを要請頂きました、意見交換を実施させて頂きました。この場をお借りして御礼申し上げます。

ただ、その後も一部の事業者における対応の変化が見られないとの会員からの意見もありますので、各関係機関においてこの点についてどのような対応を御検討されたか、御教示頂ければと考えております。

2点目は、債権回収事業者に関する対応についてでございます。近年、債権回収事業者が消滅時効を援用し得る債権を譲り受け、債務名義を取得した後、それに基づき強制執行をす

るケースですとか、取得後10年以上経過した債務名義を基に強制執行をするケース、また、意見書には記載しておりませんけれども、差押禁止動産として債務者等の生活に欠くことができない家具なども差押えが可能であるかのように表示したチラシを債務者に配布し、消滅時効を援用し得る期間を経過しているにもかかわらず、それを見た債務者が差押えをされては困ると誤認し支払ってしまったといったようなケースの情報が会員から報告されております。

このような状況の中、債権回収事業者に関する相談窓口の明確化ですか、時効債権に関する不当な請求を行う債権回収事業者への厳格な対応が必要ではないかと考えておりますので、資料のとおり意見を申し上げたいと思います。

最後に3点目ですが、債権譲渡の事実や譲渡先が信用情報として記録されていないと認識しているところでございますけれども、例えば債務者が死亡した後、相続人が各信用情報機関に照会した場合でも、譲渡された債務を把握することができず、相続した後に予期せぬ債務が発覚してしまうといったケースが報告されております。

このような不測の事態を防ぐために、債権譲渡に関する情報の記録や一定期間の保持及び開示が行われるような対応を御検討頂きたく、資料のとおり意見を申し上げます。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

【山本座長】 内田構成員、ありがとうございました。

続きまして、倉中構成員、よろしくお願ひいたします。

【倉中構成員】 日本貸金業協会の倉中でございます。それでは、当協会の多重債務問題への取組について御説明をいたします。

御説明の構成としては、協会活動の2本柱である相談・苦情対応を主とする多重債務問題の再発防止策と金融教育活動の未然防止策となっております。まず再発防止策でございます。

資料の2ページを御覧ください。当協会に寄せられました相談・苦情及び紛争の受付状況でございます。左下の表、17行目になりますとおり、昨年度の受付総件数は1万1,421件ということで、前年度に比べまして12%の増加となりました。

内訳では一般相談という分類では借入契約に関するお問合せが多く、特に昨年度の増加分にはいわゆる詐欺被害に関する相談、あるいはクレジットカード、銀行、証券関連など他業態に関する相談の問合せが増えております。

また、絶対数としては小さいですが、伸び率が倍近く、93%となっている苦情については、

これは貸手側の責任を大きく問うべき深刻なものはございませんでした。

3ページを御覧ください。若年者・若年層の相談についてですが、貸付自粛制度の浸透に伴う相談増を含めまして、特に親御さんからの相談が、右にありますとおり70%を超えておりまして、つまり、他の年齢層と同様ですが、当事者による自発的な利用の難しさがうかがえております。ちなみに、制度利用は御本人の同意が前提となっております。

4ページを御覧ください。金融トラブルに関する相談の状況でございます。トラブルの種類が判明している場合は、やはり詐欺や名義貸しに関する相談が増加しております。また、その他に含まれておりますが、詐欺の種類が不明確なものも増加しております。

年代別では、一昨年度に続きまして、20代、また男女別では女性からの相談が多いというのが現状でございます。

これらの相談者に対しましては、状況に応じて適切な相談機関や弁護士をご案内しております。

続きまして5ページを御覧ください。貸付自粛制度の受付状況です。当協会における昨年度の登録件数は前年度対比3割の増加となりました。

自粛理由のトップは、引き続きましてギャンブルで、次いで、遊興、飲食、買物など過剰消費となっております。これを合わせますと全体の8割弱を占めます。

年齢層では、20代、30代が全体の3分の2を占めております。

6ページを御覧ください。私どもの活動であります生活再建支援カウンセリングについてでございます。これは多重債務の再発防止のために、家計管理について時間をかけて個別に指導、支援をするという当協会独自の取組でございますが、件数の流れとしてはやや落ちています。

ただし、申込理由は、貸付自粛と同様、ギャンブルや過剰消費が過半を占めておりまして、当協会ではこういったニーズに対して、協会職員を対象としたカウンセラー養成講座などを実施して能力の増強に努めております。

続きましては、後半、未然防止策の御説明です。8ページを御覧ください。

協会が実施しております金融教育・啓発活動の昨年度実績でございます。当協会の活動は左側の『Q&A BOOK』の無償配布と右側のいわゆる出前講座、それから下段にございますSNS媒体を通じた面展開としての啓発活動の3本立てとなっております。

『Q&A BOOK』は無償で配布しておりますけれども、近年は財務局や学校における先生のテキストとしても活用して頂いております。

一方の出前講座は、中学、高校、大学、専門学校などに対して実施しております、後ほど御説明します金融リテラシー向上コンソーシアムと並行して活動しております。

SNS媒体につきましては、一昨年からTikTokやYouTubeのコンテンツによる啓発動画の配信などを行っております。また、これらのコンテンツは出前講座の中でも取り入れております。

続きまして、9ページを御覧ください。ここでは教育活動における連携の御紹介をしております。

左側は東京都から予算を頂きまして、動画を作成し、協会のホームページなどで公開をしている例でございます。

右側は、神奈川県警との連携のものを紹介しております。

下段のとおり、ギャンブル等の依存対策については、様々な連携を行っております。

ただ、ギャンブル等の依存症は、御本人が自発的に解決に向き合うということは難しく、どうしても家族など周囲の方々の協力が必須である点で、協会としての啓発活動も工夫が必要であると考えております。

10ページを御覧ください。当協会は本年3月に副業詐欺被害に関する注意喚起のキャンペーンを初めて実施いたしました。詐欺の被害者には若者が多いということで、Google、YouTube、LINE、InstagramといったSNS媒体を複合的に活用しまして、約3週間にわたってキャンペーンを張りました。

今後もこうした面展開については積極的に取り組んでまいります。

12ページを御覧ください。当協会と個人向け大手貸金業者4社が協働しています金融リテラシー向上コンソーシアムの活動報告でございます。一昨年の6月に旗揚げしまして、おむね2年を経過せんとしておりますが、金融トラブル回避に重点を置いた教育活動であるという点に独自性がございまして、キャッチフレーズとしては「お金でつまずかないための教育」と称しております。

次のページ、13ページを御覧ください。令和6年度は延べ1万人以上、回数としましても延べ100回以上の出前講座、セミナーを実施いたしました。単独で協会がやっているものを入れますと1万5,200人、150回程度になります。

また、右側にありますようにJ-FLECや警察との共同開催も実施しております。

今後は、従来、過半を占めている学生分野に加えまして、社会人の職域分野での活動強化を計画しております。

続きまして14ページを御覧ください。個人向け大手貸金業者4社のデータを基にしまして、詐欺被害関連の貸付けの状況について御報告しております。

左側の表は、詐欺被害に伴う借入れに関する債務者から4社に対する相談件数の推移でございます。

一方右側の表は、詐欺を含む不正に基づく借入申込みであると判断して、大手4社が貸付けを謝絶した件数でございます。月平均で4,000件程度の貸付けの謝絶を実施している一方で、左側の表のとおり、直近では毎月600件程度の被害相談が寄せられているという実態でございます。

また、先ほどの協会の相談センターのところでもお話を割愛しましたが、詐欺関連で連続して借入れをさせられたという御相談が増えているというのも事実でございます。

大手4社は、個人向け無担保借入れで総残高の90%を占めておりますし、かつ、スマホによる借入れが9割以上を占めるという実態がございますので、貸手として大変認識は重く持っておりますし、不正事象に関連する借入れの抑止については様々な取組を行っております。

同ページの下段にございます表がその主要な内容を示しております、蓄積された各社の膨大なデータやノウハウを活用し、多数の照会や不審な申込みに対して、ヒアリングを個別に実施したり、貸付額の減額、さらには謝絶といったようなきめ細やかな対応をやってきておりますし、今後もさらに強化しつつ進めてまいります。

15ページを御覧ください。金融リテラシー向上コンソーシアムを運営する4社は、別の取組として昨年9月からインターネット専用銀行12行と連携しまして、詐欺被害等で使われた犯罪口座の凍結活動を行っております。右側の表、細かいですが、開始以降10か月の間に6,000件以上の被害相談が4社に寄せられ、うち送金先の口座が判明した場合は、凍結を実施するという活動を現在も継続しております。

私の説明は以上でございます。

【山本座長】 倉中構成員、ありがとうございました。

続きまして、竹島構成員、よろしくお願ひいたします。

【竹島構成員】 よろしくお願ひいたします。今日、私はちょっと手元にメモ用意いたしまして、その資料と一緒に説明させて頂きたいと思います。

大きく2点申し上げたいと思います。まず自殺の実態についてでございますけれど、多重債務が原因と見られる自殺者数については、2022年の自殺統計原票の見直しによって連続

性が残念ながら失われたわけでございますけれど、さて、我が国の自殺の公的データの質は改善しているのだろうかというのが、私は大変そこが気になっているところであります。

資料の6に構成員資料といたしまして、論文「自殺の疫学と自殺予防－公的データの質は改善されているのか－」を提出させて頂きました。

その中に、人口動態統計と警察庁統計、自殺統計、それから自殺実態プロファイルの比較を表にまとめております。

私としては、残念ながら自殺の公的データの質はこの10年で逆に低下しているのではないだろうかと考えております。これにつきましては、後日で構いませんので、厚生労働省の自殺対策推進室のコメントが頂けたらと思っております。

それからもう1点でございますけれど、現状、「自殺対策白書」は、自殺の現状のほぼ全てが「警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成」となっております。ところが、今日お出しした資料の一番最後にございますけれど、第36回日本疫学会学術総会・国際疫学会西太平洋地域合同大会における発表にございますけれど、これで見ますと、人口動態統計の分析で見ると、故意の自傷及び自殺が減少する一方で、診断名不明確及び原因不明の死亡が増加しています。

このような現象は、今まで自殺で報告されていたものがそれ以外の死因で報告されているのではないかという懸念を引き起こすところでございます。

こういった懸念に対して、それを払拭する意味では、やはり自殺対策白書に人口動態統計の分析もきちんと上げるとか、こういったことがどういう背景になっているのかということを検証するとか、科学的な研究も必要なのではないかということで考えております。これにつきましても、後日で結構ですので、自殺対策推進室のコメントを頂けたらと思います。

次に、多重債務者の対策のことでございますが、以前からこここの場でずっと資料を見ながら、多重債務になる人たちがどういう人物なのかという人物像がどうも私の中でなかなか浮かび上がってこないということをいつも考えております。

その中で、今までいった対策の通常の考え方というのが、一次予防、二次予防、三次予防と。一次予防が一番いいんだというような昔からの従来型の公衆衛生の予防の概念による取組があるわけなんですけれど、近年、複合的な事象については、従来型の一次予防、二次予防、三次予防ではなくて、高リスク集団に目を向けたほうがもっと効果があるのではないか、費用対コストもよくて実践的じゃないかという議論がなされてきております。

そうした場合に、全体の対象の中で、全体的な対策、全ての人に推奨する全体的な対策、

あるいは高リスク集団と見られる人への対策、それから実際に多重債務や詐欺被害に遭った人たちに向けた対策と、そういう対象に向けた対策といったことを構築していくほうがよいのではないだろうかと考えます。

その意味では、現在、詐欺被害等に遭っている人たちがどのような人であるかというような分析は欠かせない。これは以前からお話をさせて頂いているところですが、そのように考えております。

これは参考までにということでございますけれど、これについては、ひとつ被害の対象になり得る方としては、例えば知的発達症の方たちが被害に巻き込まれているのではないかということも当然推測として成り立つことでございますので、やはりこういった御本人あるいは親あるいは支援者の方たちからもこういった点についてヒアリングをし、より効果的な対策を必要な方たちにできるようにしていくというような、そういうような検討が必要ではないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

【山本座長】 竹島構成員、ありがとうございました。

続きまして、松本構成員よろしくお願ひいたします。

【松本構成員】 全国銀行協会の松本です。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、資料、多重債務問題に関する全銀協の取組について御説明をさせて頂きます。2ページを御覧頂ければと思います。まず、全国銀行108行の銀行カードローン残高の推移であります、2025年3月末の残高は3兆6,125億円となっております。2023年以降、足元、微増傾向ということであります。

また、ちょっと字が小さいですけれども、図1のとおり、業態別残高の推移は、2018年3月末比で約18.6%減となっております。

3ページを御覧ください。次に、カードローン専用相談窓口における相談等受付状況であります。2024年度は3月末時点で79件の相談を受け付けており、引き続き消費生活相談員などの資格を有する相談員や専門のカウンセラーが返済方法のアドバイス等に対応しているところであります。

この図2に記載のとおり、多重債務に関連する返済困難の相談は20件と、おおむね横ばいとなっております。また、その他の件数が全体の半数以上となっておりますが、これはカードローンに直接関係しない相談も含め、専用相談窓口で受電したものを計上していることによるものであります。

4ページを御覧ください。次に、多重債務防止啓発に関する取組であります。例年同様、毎年5月のギャンブル等依存症問題啓発週間に合わせて、お金を借りてギャンブルにのめり込むことの防止啓発や貸付自粛制度の周知のため、カードライオンの動画を配信しているところであります。

5ページを御覧ください。こちらも例年同様、来月になりますが、11月の消費者信用関係団体による共同キャンペーンに合わせまして、ローン・クレジットを正しく利用して頂くための啓発・広報として、全国の主要鉄道路線において、電車内ステッカー広告を実施する予定であります。

6ページを御覧ください。こちら、全銀協のウェブサイトでも多重債務に陥らないための注意等、お金に関する幅広いテーマの情報を提供しているところであります。

7ページを御覧ください。こちら一例となりますが、お金を借りる際の心構えなど役に立つ情報も掲載しているところであります。

8ページを御覧ください。加えまして、冒頭、ボックス内、2つ目の矢羽根にありますが、返済のお悩みについて無料で相談できるカウンセリングサービスも行っているところであります。

9ページを御覧ください。全銀協の金融経済教育に関する活動につきましては、金融経済教育推進機構、J-FLECの設立・稼働に伴いまして、昨年、2024年8月1日から同機構に業務を移管しているところであります。

J-FLECでは、全銀協から移管を受けた各種教材などを通じて、金融経済教育の一環として多重債務防止の啓発も行っております。

今後もJ-FLECの運営、活動に協力をいたしますとともに、全銀協会員による金融経済教育活動を支援してまいりたいと思っております。

図8にあります「シリーズ教材 お金のキホン」は、高校生以上を対象としておりますが、テーマの1つとして多重債務と消費者被害を取り上げておりまして、多重債務に陥るメカニズム等を学ぶことができるようになっております。

10ページを御覧ください。多重債務に関するドラマ仕立ての動画も提供しております。こういった問題を分かりやすく解説しているところであります。

11ページを御覧ください。ここからは御参考として成年年齢引下げに関する取組について御説明をしておりますが、説明は省略させて頂きます。

以上、全銀協では引き続き様々な活動を通じまして、多重債務の防止に努めてまいりたい

と思っております。

私からの説明は以上となります。

【山本座長】 松本構成員、ありがとうございました。

引き続きまして、三上構成員、よろしくお願ひいたします。

【三上構成員】 日弁連消費者問題対策委員会多重債務部会の三上理です。よろしくお願ひいたします。

最近、個人破産の申立件数がまた増加に転じています。2024年には2013年以降の最高値となりました。

最近では大量広告事務所によって本来破産すべき事案が任意整理に誘導されていることを踏まえれば、統計上の数値以上に多重債務者の数は増加している可能性があり、新たな対策が必要であると考えます。

日弁連の破産事件記録調査によれば、最近では破産理由として、ギャンブル、浪費、遊興費、投資が顕著に増加していることが分かります。

破産者の多くは年収を超える金額の負債を抱えており、私の経験でも年収の2倍、3倍の負債があることが普通です。年収との比較において過大な債務を負担しないようにするという総量規制の趣旨が十分に機能していれば破産には至らずに済んだというケースがかなり多くを占めていると考えられるものです。

ということで、まずは総量規制の潜脱についてです。国民生活センターでも注意喚起しているように、オンライン上で借入れ申込みから貸付け実行までスマホで完結するという仕組みの中で、次々に借入れが行われ、貸金業法の総量規制や銀行の自主規制が潜脱されているという事例が多くあります。

仙台弁護士会は2024年12月18日の意見書で信用情報の登録や更新をリアルタイムで行うことを求めています。

私自身もやはり貸金業法の総量規制や銀行の自主規制の趣旨に明らかに反するような貸付けが容易に行われているという現状を放置できないと思いますし、今後の課題として、信用情報の登録や更新をリアルタイムで行う仕組みを検討する必要があると考えます。

また、現状でもできることとして、貸金業者や銀行は融資審査のために信用情報の照会したとき、同日、他社への融資申込みがされている事実をリアルタイムで把握できているはずであり、そうだとすれば、少なくともそのような場合にはスマホで手続を完結せず、貸金業法の総量規制、銀行の自主規制の趣旨を説明して、必要な資金額と使い道を厳密に確認すべ

きではないかと思いますし、そのような対応すべきことを貸金業協会、全銀協の自主規制として定められないか、あるいは金融庁の監督指針に盛り込めないかと考えます。

先ほど貸金業協会からの御報告で各社の取組の例が紹介されていましたけれども、それを銀行含めて業界全体で当たり前にしていくということをぜひお願いしたいと思います。

次はギャンブルのためのクレジット利用についてです。ギャンブル依存症対策推進基本計画によれば、警察、金融庁、経産省連携してオンラインカジノへの送金やクレジット決済を防ぐとうたわれているわけですけれども、それにもかかわらず、これまでの取組は実効性のある対策にはなり得ていないのではないかということを踏まえて、やはり決済代行業者へのアプローチを可能にする仕組みが必要であると考えます。

また、競馬・競輪等の公営ギャンブルでは、ギャンブル依存症対策として資金調達を制限するために、場内、場外でのキャッシング機能を停止し、ATMを撤去するなどしてきたわけですけれども、そうであるにもかかわらず、インターネットで馬券・車券を購入するというオンラインギャンブル化が進む中で、クレジットで馬券・車券の購入が認められているのはなぜか。これについては、ギャンブル資金の借入れを認めているのと実質的には同じことであると思いますし、明らかな矛盾を感じます。

これらを踏まえれば、今後の課題としてオンラインカジノへのクレジット決済を抑止するため、その他不適正販売行為を防止するために決済代行業者の登録制を導入して実効的な行政監督を行う必要があると考えます。

また、現状でもできることとして、少なくとも公営ギャンブルにおけるクレジット決済はなくすべきであると考えます。

次は多重債務の救済と生活再建を担うべき弁護士の側の問題です。数年前から借金減額診断などという不適切な広告で集客をして、債務者と面談をしない、事情聴取、説明が不十分など、不適切な処理をする大量広告事務所の問題があります。

これは弁護士による債務整理の二次被害と言うべきであり、日弁連としては、まず業務広告に関する指針を改正した上で、その後の状況も踏まえてさらなる対策が今検討されているところです。

また、債務整理事件処理の規律として、弁護士には債務者と直接面談をして事情を聴いて説明をする義務があるとされているわけですけれども、この規程を引き続き遵守・徹底することが必要であると考えています。

その上で、今後とも日弁連として引き続き隨時臨機応変に対応して各規程の実効性を確

保するための対策が必要であると考えています。

私からは以上です。

【山本座長】 三上構成員、ありがとうございました。

それでは、続きまして、鷺野構成員、よろしくお願ひいたします。

【鷺野構成員】 グリーンコープ生活協同組合連合会の鷺野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

グリーンコープ生協の生活再生事業の取組について御報告いたします。

2006年、多重債務問題やお金の問題を組合員の身の回りの課題からみんなの課題として考え、生活全般を総合的に再生する仕組みづくりが必要であることを確認いたしまして、生活再生事業が始まり、生活再生相談室を開設しました。

生活再生事業では、生活再生のための相談と解決方法の一つとして、生活再生のためのセーフティーネット貸付けを行っています。現在、山口県、九州7県、そして昨年4月に広島県が開設して、9県で実施しています。

2024年度の生活再生相談の利用状況は、電話相談の件数が1,219件、そのうちの約6割の778件を生活再生相談室で面談を行っています。

2ページをお願いいたします。相談室に来られた方の相談したい内容は、貸付けの相談が382件で全体の41.7%を占めています。家計や債務の問題を貸付けで解決したい相談が多くいることが分かります。なかなか貸付けでの解決とはならなかった相談については、生活困窮者自立支援事業の家計改善支援事業所など、ほかの支援機関の紹介や法律専門家への同行相談、親族との話し合いによる解決など、何らかの方法で解決できるように取り組んでいます。

3ページをお願いいたします。相談者に債務の状況について聞き取ると、借金返済が困難、返済中だが大変が512件で、全体の55.9%を占めています。

債務の原因は、生活費が413件で45.1%を占めています。

多重債務の相談も多く、法律専門家への同行支援が274件あり、そのうち任意整理が127件、個人再生が19件、自己破産が104件で、自己破産が増えている状況でございます。

4ページをお願いいたします。生活再生貸付けの利用状況ですが、貸付けの件数が190件で、貸付金額が6,566万円になりました。物価高騰による生活が大変な状況、非正規雇用の収入の低さ、高齢者の収入減など、生活費の不足の相談がとても多くなっています。貸付単価は35万円で、少額の生活のつなぎのための貸付けが増えています。

5ページをお願いいたします。貸付けの目的を見ると、生活費が82件で43%、借金や滞納の返済費が56件で全体の30%を占めています。

滞納の種類としては、家賃・住宅ローンが28件で15%、水光熱費が28件で15%など、複数の滞納を抱え、支払いに苦慮している相談者が多くなっております。

6ページをお願いいたします。紹介元を見ましたら、生活困窮者自立支援事業の家計改善支援事業所からの111件の貸付けあっせんがあり、そのうち61件に貸付けを行っています。

家計改善支援事業所からの事例を載せておりますけれども、生活を再生していくためには資金が必要だけれども、公的制度やほかの金融機関の利用ができない場合、生活再生相談室のセーフティーネット貸付けを検討した事例になっております。

また、ライフラインが止まるなど、緊急的な支援が必要なときには組合員のカンパの「かさじぞう基金」から小口資金の緊急支援を行っています。24年度は757件、636万3,445円の支援を行っています。家計改善支援事業所と連携して、「かさじぞう基金」で支援することも増えています。

2014年度、グリーンコープ生活再生事業「事業活動と地域づくりの取り組み報告」を資料としてつけています。多重債務やお金の問題の取組から市民参加型の地域づくりを進めています。現在、制度事業の生活困窮者自立支援事業や独自事業の就労支援、居場所づくりや災害支援、買物困難者支援など広がっています。御覧頂ければと思います。

私からは以上でございます。

【山本座長】 鷺野構成員、ありがとうございました。

ここで警察庁はつながりましたか。それでは、暫時、議事次第3に戻りまして、ヤミ金融事犯の検挙状況につきまして警察庁から御報告を頂きます。

【警察庁（小野）】 警察庁生活経済対策管理官の小野と申します。私からはヤミ金融事犯の検挙状況などについて資料2に沿って御説明申し上げます。

最初に番号1の検挙状況の推移について御説明いたします。検挙事件数にあります無登録・高金利事犯とは、貸金業法の無登録営業、出資法の高金利受領等違反のことで、主としてヤミ金融業者の検挙でございます。

また、ヤミ金融関連事犯とは、ヤミ金融業者の犯行を助長する犯罪のこととして、一例を申し上げますと、ヤミ金融業者が利用する預貯金口座や携帯電話の不正入手、あるいは不正譲渡等の違反のことでございます。

このグラフからも分かりますように、無登録・高金利事犯の検挙事件数は近年、減少傾向

にございましたものの、昨年は増加に転じて70事件ございます。

一方、ヤミ金融関連事犯の検挙事件数は569事件でございまして、昨年と比較して46事件、減少しております。

増減の理由を一概に申し述べることは困難でございますけれども、無登録・高金利事犯における検挙事件数の増加は、巧妙化する手口に対しまして、積極的な事件化の推進を都道府県警察に指示していることが理由の一つとして考えられます。

ヤミ金融関連事犯の検挙事件数の減少は、ヤミ金融に関する相談件数が減少していることから、関連事犯の認知件数も減少しているものと考えられます。

それから、被害人員、被害額につきましては、あくまで検挙した事犯における数値でございますので、大規模な事件を検挙した際にはその数値が大きく変動することになります。令和6年は被害額が44億8,089万円と前年から約189億円減少しておりますが、前年は企業を対象とした高額な貸付けによるヤミ金融事犯を検挙したため、他の年と比べましても被害額が大きく増加したものでございます。

続きまして、番号2の主な検挙事例について御説明をいたします。昨年中に全国の警察が検挙したヤミ金融事犯のうち主な事例を紹介いたします。

まず1つ目は、警視庁が検挙しました中古品買取りを仮装した出資法違反等事件でございます。この事件の特徴は、ヤミ金融業者が中古品を買い取ると称したインターネットサイトを立ち上げまして、真実は、売却する意思がないのに買取りを申し込んできた顧客と中古品の売買契約を締結し、先払い買取代金を送金した上、一定期間が経過した後、売買契約のキャンセル料を名目に買取代金の返還を求める同時にキャンセル手数料名目の利息額を合わせた返済金を受領する手口でございます。

買取代金が貸付金、キャンセル手数料が利息でして、令和4年5月頃から令和6年2月頃までの間に約1,600人から元利金合計約3億7,000万円を受領しております。令和6年12月までに会社役員の男ら5人を出資法違反等で検挙しております。

2つ目の事例といたしましては、宮城県警察が検挙いたしました質屋営業を仮装した貸金業法違反等事件です。この事例の特徴は、質屋・古物営業を営む会社役員の男が、質入れの物品を担保に金銭の貸付けを行う営業を隠れみのにいたしまして、実際は質入れのない客に無担保、高金利で金銭を貸し付け、または正規の質入れの手続を取らず、顧客の車両を担保に取り上げて違法な貸付けを行っていたものでございます。

令和3年5月頃から令和5年8月頃までの間に34人から元利金合計約6,000万円を受領

しておりました。令和6年1月までに会社役員の男と法人を貸金業法違反、出資法違反で検挙しております。

資料に関する説明は以上でございますが、ヤミ金融業者に関しましては、この検挙事例でも御紹介いたしましたように、警察による検挙を免れようと様々な手段、方法、対策を講じている現状にございます。警察といたしましては、関係機関等と連携しながら、適切に取締りを推進してまいりたいと考えておりますので、引き続き御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で警察庁の報告を終わります。

【山本座長】 ありがとうございます。

それでは、これまでの各省庁、各構成員からの御報告も踏まえまして、皆様の御意見、御指摘を頂戴したいと存じます。

まずは、これまで御説明を頂いていない構成員からもし御意見があれば御発言をお願いしたいと思います。

恐縮ですが、時間の都合上、お一人、3分程度でおまとめ頂ければと思います。

まず、重川構成員、お願ひいたします。

【重川構成員】 重川です。資料の御説明ありがとうございました。質問を1点とお願いを1点させて頂ければと思います。

まず質問ですけども、先ほど厚生労働省の資料の3で、10ページから13ページにかけてコロナ時の緊急小口資金貸付けを利用した方への丁寧なフォローアップについて御説明を頂きました。同時期に事業者に向けても緊急貸付けが行われました。数年間の返済据置期間も終了し、返済困難に陥っている方もいることと思われます。

事業所向けの通称ゼロゼロ融資を利用した方へどのようなフォローが行われているのか。直接的には中小企業庁とかで扱っているのかもしれないんですけど、金融機関が関わっておりますので、金融庁で分かる範囲のことがあれば、13ページに示されるような積極的なアジャウトリーチなど、丁寧な対応が行われるような仕組みになっているのかを教えて頂ければと思います。

もう1点はお願いです。最初の資料1の1ページ目に日本信用情報機構の公表資料による貸金業者からの借入状況が示されており、御説明頂いたように近年右肩上がりで上昇していました。

クレジットの利用についてちょっと気になりましたので、指定信用情報機関のCICの

公表資料で、年度末時点の割賦販売の利用状況の推移を追ってみました。そうすると、返済予定日より3か月以上支払いが延滞している人数が10年以上前から少しづつ増加をしてきています。各年度末時点で割賦残高のある人に占める滞納者の割合も増加傾向にあり、その割合は、包括クレジットも個別クレジットの場合にも2010年代の前半には4%台だったんですけども、最近では7%台にまで上昇してきています。

多重債務の相談状況や破産状況を見ても、クレジットカードでの購入を理由とするものが少しづつ増えるような状況も見られます。キャッシュレス化推進の一方で、計画的な利用の呼びかけや金融経済教育の推進も図られています。この取組を一層進めるとともに、既に行われているのかもしれないんですけども、多重債務化のおそれがある方への予防策として、一歩進めて、関係省庁と関係機関が連携をし、返済滞納の異動情報として把握されたら、督促ということではなく、相談を受けることを勧める案内であることが分かるようなお知らせを早めに送付するなど、多重債務化しないような予防策の検討や実施に努めて頂ければと思います。

以上です。よろしくお願ひいたします。

【山本座長】 ありがとうございます。

浜田構成員、いかがでしょうか。

【浜田構成員】 経済アナウンサーの浜田でございます。先ほどより御説明頂きまして、ありがとうございます。私からは意見並びに最新の特殊詐欺の手口で注意喚起すべき点について幾つか申し上げたいと思います。

先ほど資料から各委員の方々にも御説明頂いておりますように、国内では物価上昇が長期化しており、債務を抱えていらっしゃる方の取材をしていましても、物価高による債務の増加で返済困難に陥っているという方が増えてきております。生活費の補填として借入れが増え、返済困難に陥る債務者の方が増加していて、物価高騰で借入れが増えているということで、それが深刻化しているような御相談が多くございます。金利上昇もこれから考えられますので、住宅ローンの借入れで家計への影響など、これからますます大きくなってくると思います。関係機関の皆様におかれましては、日頃より御努力頂いておりますけれども、金融機関、そして相談窓口のより一層の連携をお願いしたいところでございます。

それから、先ほど申し上げたように最新の特殊詐欺の手口で気になります点につきまして、2025年現在、生成AI技術を悪用した特殊詐欺が高度化し続けております。影響の範囲が拡大して、手口が多様化し、手法が巧妙化しているという特徴があります。

主なAI詐欺の手口として目立っておりますのが、1つ目に、ディープフェイクによるなりすまし詐欺ですね。ディープフェイクは、御存じのとおり、ディープラーニング、深層学習とフェイク、偽物を組み合わせた造語ですけれども、AI技術を使って人物の顔や声、また動作などを本物そっくりに合成する技術ですが、顔や声をAIで複製して、家族や上司、また著名人になりすましてビデオ通話や電話、YouTubeなどで金銭を要求するなどの詐欺被害がネット上でこのところ非常に目立っております。

2つ目が、AIチャットを使った偽物のショッピングサイトです。多言語対応のAIチャットが自然な応対をすることで、本物のECサイトと見分けがつかないようなAIチャット機能を悪用した店のショッピングサイトを利用した方から、商品を購入しても届かないですか、個人情報やクレジットカード情報が盗まれるケースも多く見受けられます。

3つ目は、AI生成の著名動画、著名人の動画を使って、投資の勧誘ですか、プレゼント企画などを装って個人情報、金銭をだまし取るなどの手口が横行しております。

ほかには、AI画像の悪用で、災害時などにAI生成の被害者画像を使って同情を誘って偽の寄附先へ誘導するなど、これらを考えますと、AI鑑定とディープフェイク、いたちごっこのような状態です。

AIを悪用した行為を見抜いて詐欺を阻止するために、より先進的なAIツールや技術の開発が取り組まれておりますが、AI鑑定につきましては、警察庁さんはじめ民間企業と連携され取り組んでおられますけれども、今後は進化し続ける生成AI技術を悪用した特殊詐欺対策、速いスピードで手を変え品を変え、私たち消費者を脅かすことが考えられます。より柔軟な詐欺対策を講じる必要性並びにより一層の注意喚起、啓発活動が必要ではないでしょうか。そのほか、消費者の被害状況において目立ちますのは、今年に入って、証券会社を語るフィッシング詐欺被害です。インターネット取引サービスへの不正アクセス、不正取引による被害が急増しております。証券口座、ネットバンキングの乗っ取り被害に関しては、手口は証券会社を装ったフィッシングサイトに誘導し、ID・パスワードなどの情報を盗み取られるのが主流であります。中には、アドバーサリー・イン・ザ・ミドル攻撃、高度な技術も見られます。これは多要素認証を擦り抜ける高度なフィッシング詐欺の一形であります。このような被害が横行している中で、業界全体で、証券業界なども全体でセーフティーネットの構築や、セーフティー基準の底上げの必要性もありますけれども、併せて、金融リテラシー教育の中に実践的なサイバーセキュリティーの知識を組み込むことなどもこれから検討する必要があるのではと考えております。

私からは以上です。経済アナウンサーの浜田でございました。

【山本座長】 ありがとうございました。それでは、渡邊構成員、お願いいいたします。

【渡邊構成員】 全相協の渡邊です。ありがとうございました。

私たちの協会では毎年、週末相談を行っておりまして、昨年度の集計を見ましても、特に特徴的な増加というものは見られませんでしたが、多重債務関連は二十数件入っておりました。その中で、やはり消費生活相談の窓口ですので、副業に関する詐欺によって生活が苦しくなって借金が返せないという相談が目立ってきてる様に思います。

今年に入りまして、昨年末ぐらいから、金額が、数十万円程度だったものが、100万円台に乗ってきてしまって、しかも年齢が若い方に関しては、貸金業協会さん等の御尽力もありまして、比較的、未然に防げるようなケースも増えているのですけれども、30代、40代の方に関しては、収入を少し水増し申告すれば資金を貸してもらえるというようなことがあって、30代、40代の方からの多重債務状態の相談が増えてきております。

各方面からいろいろ御意見出して頂きましたように、私どもも、大変難しいことだと思いますが、業界全体で総量規制とか、それから、ウェブ上での貸付けのときのチェックの厳格化をするとか、その辺りを引き続き力を入れて頂ければと思っております。

それから、インターネットで調べた弁護士さんや司法書士さんにネット上でそのまま委任をしてしまって、着手金等を払ってしまうという案件が目立ってきてる様子です。信頼できる弁護士さんや司法書士さんですので、こういうことが起きないように御努力をお願いしたいと思います。弁護士会等に協力をお願いして、できるだけ解決に向けておりますけれども、よろしくお願いいいたします。

消費者問題に対してはITリテラシーの問題が根底にあります。J-FLECさんの教材を使わせて頂くようなことも検討しながら講座を開催していきたいと思っております。

【山本座長】 ありがとうございました。

これで一通り各構成員から御意見等頂いたかと思いますけれども、さらに何か補充的な御発言があればお願いしたいと思います。御発言のある方は、お手元の挙手機能でお知らせ頂きまして、私からの指名を受けて御発言を頂きますようお願いいたします。

また、各構成員の御発言で、各省庁に対する御質問あるいは御要望等の御発言もあったようになりますが、これについても各省庁から何かお答え頂ける点があれば御発言をお願いしたいと思います。

それでは、まず竹島構成員、お願いいいたします。

【竹島構成員】 すいません、同じようなことを繰り返すかもしれませんけど、新手のいろんな手口とか、技術とか、いろんなものがあるかもしれませんけど、ポピュレーションで見たときにどんな人たちが被害に遭いやすいのかということと、それから意外と簡単なもので引っかかって被害に遭ったりしているんじゃないかなという気がしないでもありません。

今日、私がお話をさせて頂いたことにつきましては、知的発達のこととかにお詳しい専門家のコメントもちょっとまた入れて、また事務局に御報告したいと思います。

以上です。

【山本座長】 ありがとうございました。

それでは、中小企業庁から御発言をお願いいたします。

【中小企業庁（山本）】 中小企業庁金融課の山本と申します。先ほど重川委員からゼロゼロ融資の返済が厳しい事業者への支援、どのようなものをやっているかというところで御質問頂きましたので、中小企業庁から回答させて頂ければと思っております。

まず、民間ゼロゼロ融資なんですけども、今、状況としましては、7割近くの事業者が完済または返済中という状況になっております。一方で、物価高や人手不足等による引き続き厳しい事業者も一部には存在しているということは承知しているところになります。

そのため、金融庁など関係省庁とも連携しまして、官民金融機関に対しては事業者の実情に応じた対応の徹底を繰り返し要請しているところでして、返済猶予を含む条件変更の応諾率は約99%となっております。

また、ゼロゼロ融資の借換えによる返済負担の軽減を図るため、民間ゼロゼロ融資を含む100%保証の融資を100%保証で借換え可能な小口零細企業保証ですとか、特に業況が厳しい事業者向けに、信用保証協会の保証料を引き下げる経営改善サポート補助などの支援策を講じているところになります。

また、それでも債務に苦しむ厳しい状況にある中小企業向けには、全国に設置しております中小企業活性化協議会等による相談・助言を行い、再生に向けた支援等を行っている状況です。

政府としましては、こうした様々な施策を通じて引き続き事業者のニーズに応じたきめ細かい対応を講じてまいりたいと考えております。

中小企業庁からは以上になります。

【山本座長】 ありがとうございました。

厚労省自殺対策推進室、お願いいいたします。

【厚生労働省（富原）】 ありがとうございます。先ほど竹島構成員から自殺の実態についてということで御意見を頂きました。詳細については、後日事務局を通じて対応させて頂ければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

【山本座長】 ありがとうございます。他に、構成員、あるいは省庁等から御発言頂くところはございますでしょうか。

金融庁ですかね、お願いします。

【金融庁（小畠）】 金融庁でございます。私から何点か御指摘頂いている点につきまして御説明させて頂きたいと思います。

まず、内田構成員から任意整理統一基準に関するお話をございました。日本司法書士会連合会からはこれまで本懇談会で同様の御指摘頂いてございます。

当庁といたしましては、これまで貸金業者を監督する財務局であるとか、あと都道府県に対しまして、貸金業監督者会議の場等を通じまして統一基準の内容を周知しているところでございまして、本日頂きました御意見を踏まえまして、監督機関に再度伝達させて頂きまして、必要に応じて適切に指導・監督してまいりたいと考えております。

次に、三上構成員から貸金業者の総量規制を超える貸付けについて何らかの対応が必要ではないかという御指摘を頂いております。

これに関しましては、まず総量規制の潜脱という御指摘ございましたが、御案内のとおりでございますが、貸金業法のいわゆる総量規制というのは、法令上事後的に総量規制に抵触する可能性を踏まえた措置というのが規定されてございまして、借入残高が年収3分の1を超える者について新規の貸付けを停止するといった措置が許容されてございます。

また、貸付けの額を把握する仕組みとしまして、貸金業者には指定信用情報機関への信用情報の提供、あるいは調査などの義務が課せられておりますが、貸付けを行った際の情報の提供は遅滞なく行うように求められておりまして、実質翌日までに情報を提供することが法令上、許容されている状況にございます。

このように貸金業者が現状、法令に違反するような貸付けを行っているわけではないという点についてまず御理解頂けますと幸いでございます。

その上で、御指摘のように複数の貸金業者から同時に借入れを行うといったことで、一度により多くの借入れを行おうとする資金需要者が一定程度存在することは確かにございまして、その中にだまされて、もしくは錯誤により借入れを行って後に被害となるような事例

もあると承知しております。

もとより貸金業者といたしましても、先ほど御説明あったとおりでございまして、貸金業協会の説明資料の14ページに書いてございますとおり、若干繰り返しになりますけども、借入申込みが一定数以上の場合には謝絶、あるいは貸付可能額を減額するであるとか、借入申込者に直接架電して注意喚起するであるとか、あと貸付事項を一旦保留するなど、既に様々な対応を行っていると承知しております。

本日、三上構成員よりこうした事例についても通常の審査よりも厳密に必要な資金額、用途を確認すべきという御指摘を頂きました。当局といたしましては、以上御説明申し上げた点も踏まえまして、何らかより一段の対応について検討すべく業界とも対話をしてまいりたいと考えております。

あと、リアルタイムの対応につきましても御指摘頂いております。これについても、言い訳がましい話でございますが、速やかにリアルタイムで行われることは望ましいことではあるんですけども、翌日までに提供することが法令上問題となるということではございません。

他方で、おっしゃるとおり、速やかにリアルタイムで行われることが望ましいものであることは変わりなくて、これに対応するためのお話もいろいろ業界から聞いているんですけども、貸金業者、あるいは信用情報機関双方において、システム上のスケールアップであるとかスケールアウト、それに伴う基盤システムの改修であるとか、様々な多くの技術的な制約、あるいはコスト負担というのが生じることになります。法令上、規制に基づかないこうした対応をどのように実現するかと、その負担をどうするかといった調整は非常に難しく、時間を要するものでございまして、当庁といたしましては、貸金業者や信用情報機関のシステムに関するリアルタイム化への対応について、引き続き、時機を捉えて議論することに加えまして、システム改正等の対応を、システム改正があればそのときに対応を懸念するということなどを通じて働きかけてまいりたいと考えてございます。

続きまして、竹島構成員並びに重川構成員、浜田構成員から多重債務者の人物像とはどんなであるか、その対象、属性ごとの対策が必要なのではないかと。あと、クレジット利用状況に関する延滞等の御指摘もございましたし、物価高起因の多重債務者増加についても配意すべきという御指摘ございました。

これについては、少し感想めいた話になりますが、おっしゃるとおり、委員からの御指摘どおり、貸金業者からの借入目的には、例えばギャンブルであるとか、ショッピングでの使

い過ぎに起因したものも一定含まれていると思われます。貸金業者が貸付けを行う際には、多重債務発生の防止のために、過剰貸付防止に関する貸金業法上の規制を遵守することは重要ですが、貸付けの際に、貸金業者が資金需要者の様々な背景事情をつまびらかにしていくことはなかなか困難であることも確かでございます。貸金業者における業務運営が適切になされているか、これをモニタリングしていくことは金融庁の重要な責務であり、大変重要であることはもちろんんですけども、多重債務者の発生防止の観点からはこうした発生源に対してどのようなアプローチが可能かという点も重要なポイントではないかと考えておりますので、なかなか難しい点ではあると認識しておりますが、引き続き研究してまいりたいと考えております。

長くなつて申し訳ないんですけども、もう1点、浜田構成員から、キャッシュレス決済であるとか詐欺の巧妙化、こういったものについて配意すべきであるということの御意見を頂きました。

キャッシュレス決済であるとか、あと金融リテラシー教育、ITであるとか、システムリテラシー教育の充実については大変重要であると考えてございます。金融庁としても、この点の重要性は非常に認識しておりますし、特に金融の場面におけるリテラシーの向上については、J-FLECを中心に対応しておるんですけども、ここに日本貸金業協会であるとか、本日参加されている全銀協、あと証券業協会、こういったところも含めまして、金融経済教育に関わる関係者が、学校であるとか、企業、あと、地域コミュニティーの場で緊密に連携しまして、幅広く質の高い金融経済教育、ITリテラシー教育みたいなものを推進していくことが大変重要であると考えております。

感想めいた話で申し訳ありませんが、私からは以上でございます。

【山本座長】 ありがとうございました。

ほかに御発言ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段これ以上の御発言のお求めはないようですので、また、既に予定された時間も超過しておるようありますので、ここで意見交換を終了したいと思います。

皆様から頂きました貴重な御意見、御指摘につきましては、関係省庁等において今後施策に活用して頂きたいと思います。ありがとうございました。

本日の議事は以上ですけれども、事務局から連絡事項等ございますでしょうか。

【金融庁（小畠）】 山本座長、構成員の皆様、本日は貴重な御意見を頂き、ありがとうございました。

ございました。

頂きました御意見、御指摘を踏まえまして今後の取組をしっかりと進めてまいりたいと
思います。

以上でございます。

【山本座長】 それでは、これにて第23回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇
談会を終了させて頂きます。

本日は長時間にわたりまして御熱心な御議論を頂きまして、誠にありがとうございました。
お疲れさまでした。

―― 了 ――